

高齢者の笑顔と健康を支えます

市では、在宅の高齢者やその家族の笑顔と健康を支えるために、2カ所の地域包括支援センターと6カ所の在宅介護支援センターを置き、65歳以上の方を対象とした介護予防事業に取り組んでいます。

- 二次予防事業対象者：将来的に要支援・要介護状態となる可能性が高いと認められる方
- 一次予防事業対象者：上記以外の方（元気な高齢者）

地域包括支援センターには、幅広い介護の知識を持った専門家がいて、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、保険、医療など様々な面から支援を行います。
お気軽にご相談ください。



市で実施している主な介護予防事業

教室名	対象者	内容
お達者教室	二次予防事業対象者	体の機能を維持・向上し、健康で楽しく安全に長生きするために、毎日続けてほしい運動や、口腔・栄養の専門家からの指導が受けられる教室です。
ねんりんクラブ	一次予防事業対象者	年齢に伴う機能低下をゆるやかにするために、簡単な体操やレクリエーションで楽しく体を動かしながら、健康の維持や生活に役立つ情報をお届けする教室です。
シルバーリハビリ体操教室	全高齢者	道具を使わず、簡単な体操で関節の動く範囲を広げたり、力をつけたりするための、茨城県知事認定の介護予防体操です。

◆南部地域包括支援センター ☎53-6810 (担当：大宮地域全域)

在宅介護支援センター
一貫堂 ☎54-7777
(担当：大宮中学校区)
※若林・小野・三美地区を除く

在宅介護支援センター
みのり園 ☎52-5566
(担当：旧第一中学校区)
※若林・小野・三美地区を含む

在宅介護支援センター
ドルフィン ☎53-1191
(担当：第二中学校区)

◆北部地域包括支援センター ☎57-3326 (担当：山方・美和・緒川・御前山地域全域)

※北部地域包括支援センターは、在宅介護支援センター（担当：山方中学校区）を兼務します。

在宅介護支援センター
みわ ☎58-3882
(担当：旧美和中学校区)

在宅介護支援センター
おがわ ☎56-2481
(担当：旧緒川中学校区)

在宅介護支援センター
ごぜんやま ☎55-3620
(担当：御前山中学校区)

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

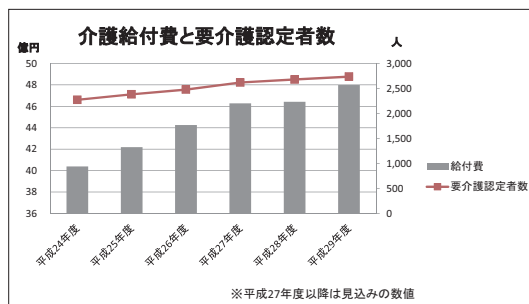
介護保険料は、介護が必要な方へのサービスや介護を予防するための費用として使われています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画の改定に伴い、3年ごとに見直されます。今年度からは、第6期計画（平成27～29年度）による新しい保険料になりました。

これまでの介護給付実績や、高齢化に伴う要介護認定者の増加など、今後の推計を踏まえて算定した結果、今期は、保険料が下記のとおり改定になりました。

【保険料が引き上げになる主な理由】

- ・高齢化の進展に伴い、介護認定を受ける方が増加している。
- ・介護保険施設等の計画的な整備が図られ、介護サービスが充実してきている。
- ・介護保険の認知度が増したことにより、介護サービス利用者が急激に拡大し、介護給付費が増加している。
- ・高齢者人口の増加に伴い制度が見直され、65歳以上の方の介護保険料負担割合が21%から22%に増えている。



【保険料基準額の算定方法】

基準額＝市の介護保険事業にかかる費用×65歳以上の方の負担分（22%）÷市の65歳以上の人数

【介護保険の財源内訳】

介護保険の財源＝公費負担50%（国25%＋県12.5%＋市12.5%）※在宅の場合の内訳
＋保険料50%（65歳以上の方の保険料22%＋40歳以上65歳未満の方の保険料28%）

【保険料の主な見直し点】

- ・介護保険料の基準額が月額4,550円から5,810円に、年額54,600円から69,720円になった。
- ・低所得者の保険料軽減のため、標準段階（第1段階～第3段階）の見直しを行う。

所得段階	対象となる方		保 険 料		
			割 合	年額(円)	月額(円)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・市民税非課税世帯の方で、老齢福祉年金受給者または本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の方		基準額×0.50	34,920	2,910
			H27 H28 基準額×0.45	31,440	2,620
			H29 基準額×0.30	21,000	1,750
第2段階	本人が市民税非課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	52,320	4,360
第3段階		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が120万円を超える方	H29 基準額×0.50	34,920	2,910
第4段階	本人が市民税非課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の方	基準額×0.75	52,320	4,360
		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円を超える方	H29 基準額×0.70	48,840	4,070
第5段階	本人が市民税課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	62,760	5,230
第6段階	本人が市民税課税世帯	本人の「合計所得金額」が125万円未満の方	基準額×1.00	69,720	5,810
第7段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.24	86,400	7,200
第8段階		本人の「合計所得金額」が200万円以上500万円未満の方	基準額×1.25	87,120	7,260
第9段階		本人の「合計所得金額」が200万円以上500万円未満の方	基準額×1.50	104,640	8,720
第10段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	122,040	10,170
第11段階		本人の「合計所得金額」が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	139,440	11,620
第12段階		本人の「合計所得金額」が1,000万円以上の方	基準額×2.25	156,840	13,070

※第1段階は平成27年度から、第2、第3段階は平成29年度から、公費投入による軽減措置を図る予定となっています。詳しくは、後日各戸配布するパンフレットなどでお知らせします。

介護保険制度は、介護が必要になった時に安心してサービスが利用できるよう、みんなで介護の負担を支え合う制度です。市民の皆さんには負担をおかけしますが、保険料の改定は、市の介護保険事業の運営に必要ですので、ご理解ご協力をお願いします。

■問い合わせ■ 介護高齢課 介護・高齢者福祉グループ ☎52-1111（内線172）